

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

突然の点検を装った訪問販売に注意！

＜事例1＞「屋根が傷んでいる」と突然訪問してきた事業者修理を頼むことにした。しかし、よく考えたら必要ないと思ったので断りたいが、何度電話してもつながらない。(80代)



＜事例2＞急に屋根工事の事業者が訪ねてきて、屋根にあけてしまった。壊れている箇所があるから修理を2000円でどうか、後日修理に来る、と言われ了承してしまったが断りたい。(70代)



(消費者庁イラスト集より)

突然来訪し、「工事をしないと危険」などと言って商品やサービスを契約させる「点検商法」の相談が多く寄せられています。

【トラブルに遭わないためのポイント】

☞ 知らない事業者とすぐに契約しないようにしましょう。

「今注文した人だけの割引価格だから」「すぐ修理しないと雨漏りで柱が腐る」などと、契約をせかすようなことを言う事業者とはすぐに契約せず、家族などに相談しましょう。

また、勝手に屋根にあがり、屋根の写真を見せてきた場合、別の家の屋根である可能性もありますので、落ち着いて確認してください。

☞ 「そのくらいの値段なら…」という考えは危険です。

最初は安価と言いながら、いつのまにか高額な契約になる可能性があります。

☞ 訪問販売であれば、契約書面を受け取ってから **8日以内**はクーリング・オフ制度を利用して無条件で契約を解除できます。



何度電話をかけてもつながらない、留守電にしかならない、困ったり不安になったりしたときは、長野市消費生活センター(026-224-5777)にご相談ください。
(消費者ホットライン188)